

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2、第167条の6及び稚内市契約規則（昭和39年稚内市規則第6号）第3条の規定に基づき、条件付一般競争入札について次のとおり公告する。

令和3年11月22日

稚内市長 工 藤 広

1. 契約担当部局

〒097-8686

稚内市中央3丁目13番15号

稚内市企画総務部財務課契約グループ 電話0162-23-6391

2. 対象工事

「稚内中央小学校屋体LED化整備工事」

3. 入札参加資格

(1) 「単体企業」又は「経常共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。

なお、経常共同企業体での申請の場合、構成員が単体企業として同一入札に参加することは認めない。

共通事項

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

イ 令和3・4年度稚内市競争入札参加資格者名簿に対象工事ごとの定める工種で登録していること。

ウ 公告の日から入札執行日までの間に、稚内市競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を適正に配置できること。ただし、契約金額が3,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる工事は技術者を専任で配置できること。

カ 現場代理人を専任で配置できること。

4. 入札参加資格確認申請書の配布及び提出について

この入札に参加を希望する者は、3に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次のとおり申請書を市長に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 配布期間 この告示の日から対象工事ごとに定める申請書提出期間のうち、稚内市の休日を定める条例（平成2年稚内市条例第23号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く、午前9時から午後5時まで。

(2) 配布方法 無償配布を受けるか又は市ホームページからダウンロードすること。
(<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/>)

(3) 配布場所 1に同じ。

(4) 提出期間 対象工事ごとに定める。

(5) 提出場所 1に同じ。

(6) 提出方法 申請書に次の書類等を添付のうえ、1部を対象工事ごとに定める方法により提出すること。

ア 配置予定技術者調書（資格証写し・雇用確認書類共）

イ 確認結果通知を送付する返信用封筒（84円切手を貼付のこと）

ウ その他条件があるものは、その他条件の内容を確認できる書類。

エ 郵便による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、提出期間内に必着のこととし、期間を過ぎて届いたものは無効とする。

- (7)その他
- ア 提出された書類は入札参加資格確認事務以外に使用しない。
 - イ 提出された書類は返却しない。郵便により期間を過ぎて届いたものについても同様とする。

5. 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1)日時 対象工事ごとに定める。
- (2)場所 対象工事ごとに定める。
- (3)入札方法
 - ア 持参による場合は、入札書、積算内訳書を持参し、入札指定時刻の10分前までに受付を終え、入札会場で待機すること。
 - イ 郵便による場合は、対象工事ごとに定める入札日を配達指定日として、入札書を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。
 - ウ 入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100の金額を記載すること。(税抜き)
 - エ 予定価格を事前公表しているもの及び郵便によるものは入札執行回数を1回のみとし、公表していないもので郵便によらないものは入札執行回数を3回までとする。
 - オ 予定価格を公表しているもので、予定価格を上回る入札及び最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。
 - カ 郵便による入札書の送付先は、1に同じ。
- (4)落札者の決定方法
 - ア 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。郵便による入札においてのくじの方法については、「郵便による入札方式について」に記載のとおりとする。
- (5)入札保証金 免除する。

6. 入札の無効について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1)入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2)入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3)入札書に記名及び押印がない入札
- (4)1の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札
- (5)代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (6)入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (7)無権代理人がした入札
- (8)その他入札に関し、不正の行為があった者のした入札

7. 契約について

- (1)契約書作成の要否 作成を要する。
- (2)契約保証金 契約金額が1,000万円未満の場合は免除する。契約金額が1,000万円以上の場合、契約金額の100分の10以上に相当する額の保証を要する。ただし、共同企業体については要しない。
- (3)前金払 契約金額の10分の4に相当する額以内とする。
- (4)中間前金払 工期が100日以上の場合において、契約金額の10分の2に相当する額以内とする。
- (5)部分払 対象工事ごとに定める。
- (6)中間前金払と部分払の選択 中間前金払及び部分払が認められている場合、落札者は入札会終了後速やかにどちらか一方を選択し、契約担当部局へ届け出ること。

8. 議会の議決に付すべき契約について

予定価格1億5千万円以上の入札における契約の締結については、稚内市議会の議決に付すべき契約となるので、落札後の契約は仮契約とし、議会の議決を経たときに本契約とする。

9. その他

- (1) やむを得ない事情により、当該入札を延期又は中止する場合がある。
- (2) 入札参加者は、稚内市契約規則、稚内市条件付一般競争入札実施要綱、競争入札心得その他関係法令等の規定を承知すること。
- (3) 郵便による入札については、「郵便による入札方式について」を承知すること。

10. 入札に関するの照会先 1に同じ。